

日本音楽芸術マネジメント学会

第9回冬の研究大会 要旨集

日程●2016年12月18日(日)

会場●昭和音楽大学南校舎

プログラム

	会場 A (A211 教室)	会場 B (A212 教室)	会場 C (A215 教室)
9:30 ~	受付 南校舎 1 階		
10:00 } 10:40	1A 研究報告 赤木 舞 実演芸術団体による劇場・音楽堂等の運営に関する一考察 ——日本センチュリー交響楽団の事例を中心に	1B 研究報告 小井塚 ななえ・市川 恵 地域と連携した合唱フェスティバルの可能性と意義(2) ——「あきた芸術村・劇団わらび座」主催の「東北六県合唱祭」を事例として	1C 研究報告 酒井 健太郎・吉原 潤 日本近現代音楽史研究におけるデジタル・アーカイブの活用事例と課題——昭和音楽大学オペラ研究所「オペラ情報センター」を中心に
10:45 } 11:25	2A 研究報告 田島 隼人 世界・国内主要劇場のソーシャルメディア運用状況と今後の展望	2B 研究報告 増田 久未 未来に向けたガムラン活用法の提案 ——各団体の活動状況と諸問題をもとに	2C 研究報告 佐々木 美緒 大学図書館における専門人材育成の可能性 ——芸術系大学図書館の事例をもとに
11:30 } 12:10	3A 研究報告 佐藤 良子 文化政策における文化の普及に関する一考察 ——巡回公演型の施策を中心に	3B 現場レポート 角 美弥子 北海道内における無形の文化財の文化財指定状況について (12:00 まで)	3C 現場レポート 熊澤 弘 音楽大学における学芸員資格教育の諸問題 ——武蔵野音楽大学の事例を中心に(12:00 まで)
12:10 } 13:10	昼休憩		4C 研究報告 竹内 潔 地方創生戦略における自治体文化政策の位置づけに関する研究 (12:15 ~ 12:55)
13:10 } 13:50	5A 研究報告 近藤 宏一・長内 優美子 中華圏におけるオーケストラの展開	5B 研究報告 小山 久美・平野 綾那 ボストンバレエ団『アダプティブ・ダンス・プログラム (Adaptive Dance Program)』に関する考察	5C 研究報告 細谷 由希 明治期の音楽保護・振興施策の分析 ——文化政策ならびにアートマネジメントの観点から
13:55 } 14:35	6A 研究報告 谷本 裕 膨らむ社会包摂事業 ——教育音楽祭 PMF の変化に関する考察	6B 研究報告 武井 涼子 アメリカにおけるヤング・アーティスト・プログラムの比較	6C 研究報告 酒井 健太郎 昭和初期の対外文化政策としての国際交換放送 ——音楽・芸能分野を中心に
14:40 } 15:20	7A 研究報告 中川 俊宏・上田 順 劇場・音楽堂と芸術団体の提携に関する論点の整理	7B 研究報告 関 鏡京・石田 麻子 韓国の国立オペラ団の歴史及び現状	7C 研究報告 大久保 真利子 国際文化振興会が制作した『日本音楽集』に関する検討
15:25 } 16:05	8A 研究報告 石田 麻子 舞台芸術政策研究と舞台芸術マネジメント研究の総合化に向けて	8B 研究報告 小山 久美・海野 敏 日本のバレエ教育環境の実態分析 ——『バレエ教育に関する全国調査』基本報告	8C 研究報告 吉原 潤 戦後から 1960 年代にかけての日本における音楽鑑賞組織についての一考察 ——『音楽年鑑』による調査を中心に
16:15 } 17:45	【会場 D (C511 教室)】 講演会「劇場、音楽堂等を巡る状況と今後の政策展望」 講演：田村 寿浩 文化庁長官官房付(文化活動振興担当)		
18:00 } 19:30	【懇親会】 昭和音楽大学南校舎敷地内 [レストランテ・イル・カンピエッロ]		

講演会「劇場、音楽堂等を巡る状況と今後の政策展望」趣旨

平成 24 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されてから、国による様々な施策が展開されています。地域活性化・社会包摂といった社会的課題に劇場、音楽堂が一層積極的に役割を果たすことが求められるようになったほか、従来型の指定管理者制度との関係を考慮しつつ、公共施設等運営権制度の活用を促すことによる文化施設の管理手法転換の検討がなされるなど、劇場、音楽堂等を取り巻く状況は大きな転換点を迎えています。その検討の現状と今後の方向性を、文化庁長官官房付の田村寿浩氏よりご講演をいただきながら展望し、皆様と一緒に共有する機会としたいと考えます。

1A 研究報告

実演芸術団体による劇場・音楽堂等の運営に関する一考察 ——日本センチュリー交響楽団の事例を中心に

赤木 舞 昭和音楽大学

2003年に指定管理者制度が導入されて以降、さまざまなタイプの民間事業者等が公立の劇場・音楽堂等の管理運営に携っている。近年では、プロオーケストラが公立の劇場・音楽堂等の指定管理者となる事例がみられるようになった。本報告では、大阪府豊中市立文化芸術センター（2016年10月プレオープン、2017年1月グランドオープン予定）の指定管理者となった（株式会社JTBコミュニケーションズ、日本管財株式会社、株式会社大阪共立との連合）、日本センチュリー交響楽団の事例を取りあげ、指定管理者選定の経緯と現状を検証する。実演芸術団体が公立の劇場・音楽堂等の運営をおこなうことによるメリット及び課題について考察するとともに、当該地域にもたらされる効果について教育プログラム等を中心に考察する。また、実演芸術団体と劇場・音楽堂等の連携事業との比較分析を試みる。

2A 研究報告

世界・国内主要劇場のソーシャルメディア運用状況と今後の展望

田島 隼人 政策研究大学院大学 文化政策プログラム 修士課程

昨今、スマートフォンの普及を背景に、ソーシャルメディアが生活に深く浸透し、若年層を筆頭に私たちの情報行動を多様化させている。企業はもとより公共機関でも、FacebookやTwitter、YouTubeといった民間事業者の提供するソーシャルメディアを活用し、認知向上や販売促進、迅速・的確な情報提供、インバウンドなどに取り組む例が広がっている。

劇場・音楽堂等においても、劇場法や文化プログラム、施設更新など、ソフトとハードの両面で「脱皮」を迫られている今、人々とのつながりを深め、公演の魅力を効果的に伝え、共感・支持を広げていくために、ソーシャルメディアの力は欠かせない。しかし、限られた人的体制のなか、信頼できる判断材料の不足や心理的なハードルの高さなどもあり、一部の劇場・音楽堂等を除き、本格的な運用には至っていないのが現状である。

そこで、日本全国の主要な劇場・音楽堂等（約120件）と、海外の主要な歌劇場・国立劇場等（40カ国120件）におけるソーシャルメディアの種別運用状況や投稿類型、フォロワー数等について調査した。海外の主要な歌劇場・国立劇場等では、Facebook、Twitter、YouTubeの運用が9割を越え、画像共有サービスInstagramの運用も既に7割以上に広がり、InstaMeetやハッシュタグ・キャンペーンの実施事例も確認できた。さらに、旅行クチコミサイトTripAdvisorや音声共有サービスSoundCloud、カタログ共有サービスissuuなど、計20種類程度の利用事例が確認できた。

日本の劇場・音楽堂等も、今後の動向を注視しつつ、こうした海外の先進事例を参考に各種ソーシャルメディアを積極的に活用し、実演芸術の魅力効果を効果的に伝える取り組みが欠かせない。

3A 研究報告

文化政策における文化の普及に関する一考察——巡回公演型の施策を中心に

佐藤 良子 昭和音楽大学

「文化の振興と普及」は、文化政策の主たる対象領域のひとつであるが、そのうち「文化の普及」は「地域文化の振興」と重なる領域であるとともに、「地域文化の自律性の確立」と「文化の均霑」という二つの面を持っている。

本研究では、後者すなわち「文化の均霑」として位置付けられる国の施策として、実演芸術団体による地方における巡回公演等を実施する、もしくは巡回公演等の実施を支援する施策（以下「巡回公演型の施策」という）の変遷を1960年代から現在に至るまで跡付ける。このことにより、国の文化政策としての「文化の普及」において、巡回公演型の施策の持つ意義と課題について考察することを目的とする。

今回の発表では、全国各地域の一般住民を対象とし、舞台芸術の鑑賞機会を提供する施策として行われた「移動芸術祭」を中心に把握することとする。

5A 研究報告

中華圏におけるオーケストラの展開

近藤 宏一・長内 優美子 立命館大学

近年めざましい発展をとげている中国、香港、台湾のオーケストラについて、第二次世界大戦後の変遷を振り返りながら、その発展の契機、特徴などを考察する。

中国においては、1990年代以降の「改革開放」政策のもとでオーケストラの運営面での自立が進められ、そのなかで楽員のオーディション制の導入な

どの改革が行われた。この時にもっとも注目されたのは、もともと中国を代表するオーケストラであった中央楽団交響楽団が改組されて新設された中国国家交響楽団であったが、その後の発展はむしろ北京放送のオーケストラを改組して出発した中国フィルハーモニー管弦楽団のほうがめだっている。このあたりの経緯を中心に、中国におけるオーケストラ改革について概観する。

台湾においては、国家交響楽団の発展とともに、一企業が設立し運営を支えるというユニークな経営形態をとる長栄交響楽団などの運営方式について検討する。また香港についても、地域に細かく入っていく香港シンフォニエッタの運営などについて概観する。

6A 研究報告

膨らむ社会包摂事業——教育音楽祭PMFの変化に関する考察

谷本 裕 沖縄県立芸術大学

札幌の音楽祭パシフィック・ミュージック・フェスティバル（PMF）が、社会包摂的な事業の取り組みに力を傾注している。米カーネギーホールの子ども向け教育プログラム「リンクアップコンサート」を基に札幌市教育委員会や同市立小学校の関係者と協働、地元仕様の企画公演としてつくりあげる。北海道大学主催の国際的・学際的な教育プログラムと連携し、内外の一般学生の育成に携わる。地元住民がつくる青少年教育組織主催の音楽公演にも協力する。PMFで指導に携わる教授陣や、学ぶアカデミー生らがこうしたプロジェクトに関わる中で、地域の教育活性化に貢献しようとする試みである。1990年の創設以来、四半世紀にわたり、「国際的な教育音楽祭」として事業を展開してきたPMFがこうした事業に力を傾注するようになってきた背景には、財政構造や意思決定システムなどの経営上の変化があるとみられる。地方都市でおこなわれる世界的なフェスティバルとして、「国際性」と「地域性」をいかに併せ持つべきか。「社会包摂」概念を切り口に考察する。

7A 研究報告

劇場・音楽堂と芸術団体の提携に関する論点の整理

中川 俊宏・上田 順 武蔵野音楽大学

本学会研究大会において過去4回にわたって発表してきた劇場・音楽堂と芸術団体の提携に関するアンケート調査の結果を踏まえ、収集したデータを分析することによって、両者にとって有益な提携関係を構築していくために必要とされる条件等を探る。

これまでの発表においては、まず劇場・音楽堂に対して行ったアンケート調査の結果を報告し、次いで、音楽・演劇・舞踊の3分野の各実演団体・企画制作団体に対して行ったアンケート調査の結果を順次報告してきた。その都度、アンケート調査対象の分野についてのデータ分析を行い、各分野の現状や提携についての意識を明らかにしてきたが、今回は、劇場・音楽堂等の文化施設と各分野芸術団体の現状や意識を総体的にとらえ、そこに明らかになった課題を明確化するとともに、実りある提携を実現するために求められる要件等を考察する。

8A 研究報告

舞台芸術政策研究と舞台芸術マネジメント研究の総合化に向けて

石田 麻子 昭和音楽大学オペラ研究所

我が国における舞台芸術公演は、数、質のうえで発展の一途を辿ってきた。

舞台芸術振興に関しては、一定の公演実績とその蓄積がある現在において、舞台芸術の特性を理解し、それらを支える政策の立案・決定、およびマネジメント現場との相互理解と協力、さらに各手法の確立と融合とが目指されるべき段階にある。これまで、政策決定の現場とマネジメント現場との相互関連に着目した総合的な研究は乏しかったと考えられる。そのため、前述の2つの相互関連と相互作用とを分析しながら、舞台芸術振興に資する総合的な研究の必要性と可能性を明示したい。

これに向け、本研究発表では、舞台芸術環境整備に直接資することを目的に整備された、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」、「文化芸術の振興に関する基本的な方針～第4次基本方針」等の舞台芸術に関わる法律や指針等と、舞台芸術公演の提供者である、劇場・音楽堂等、芸術団体、マネジメント会社等、フェスティバル等、舞台芸術マネジメントの現状との関連性、および相互作用における課題整理を行う。

さらに、本研究発表では、政策形成とマネジメントの実際とに着目し、分析する視点を持ちながら、我が国の舞台芸術振興の今後の方向性を提示していきたい。その際に、人材育成にも言及、これらの現状把握をもとにした、舞台芸術政策の方向性と舞台芸術マネジメントの融合を展望し、舞台芸術政策とマネジメント研究の総合化を目指すものとする。

1B 研究報告

地域と連携した合唱フェスティバルの可能性と意義（2） ——「あきた芸術村・劇団わらび座」主催の「東北六県合唱祭」を事例として

小井塚 ななえ・市川 恵 東京藝術大学

本研究の目的は、あきた芸術村・劇団わらび座が2015年から始めた「東北6県合唱祭」を事例として取り上げ、この事業の企画立案・実施の過程を分析することを通して、前年度に開催したコロ・フェスタ in 仙北からの影響を検討し、地域と連携した文化芸術事業の成果と課題を明らかにすることである。

本研究は、音楽芸術マネジメント第7号に記載された「地域と連携した合唱フェスティバルの可能性と意義——21世紀の合唱を考える会合唱人集団「音楽樹」と「たざわこ芸術村・劇団わらび座」との協働を通して——」の追研究という位置づけである。

2014年に「21世紀の合唱を考える会 合唱人集団「音楽樹」との共同主催で実施された合唱フェスティバル以後、あきた芸術村では2015年から新たな事業として東北6県合唱祭を開催している。合唱というジャンルは今まで手掛けていない分野であり、前年度のコロ・フェスタを経て新たに開拓した事業と言える。

そこで、本研究では、ある事業を経験した地域の文化芸術団体が、そのノウハウを吸収し、更に地域の課題に則した形で新たな事業として展開していく過程を追うことで、地域と連携した合唱祭の在り方を考察することができると考えた。地域に出向いて単発の公演をするだけでなく、合唱祭自体の仕組みや運営の方法を提供し、長期にわたる交流を継続するというこの事例は、地域連携を考えるうえで重要な視点であろう。本発表では、わらび座の劇場支配人、東北6県合唱祭の企画立案に携わったスタッフへのインタビューと第1回の実施状況の検討もとに、第一に、わらび座にとって「コロ・フェスタ」がどのような経験として位置づいたのか、第二に、東北6県合唱祭の企画立案の過程を明らかにする。以上を踏まえ、「コロ・フェスタ」の影響とわらび座の新しい事業展開の意義を述べる。

2B 研究報告

未来に向けたガムラン活用法の提案——各団体の活動状況と諸問題をもとに

増田 久未 東京音楽大学大学院

本研究は、日本におけるガムランの楽器の所在と演奏グループの活動状況を報告するとともに、これまでの活動に関する諸問題を踏まえ、今後のガムランの活用法を提案するものである。

発表者が調査、作成した全国ガムラン団体リストから、ガムランのある地域は47都道府県中約60%にもおぼり、国内に100を超えるセットがあるということがわかった。楽器の所有は、大学、演奏団体、個人とさまざまであり、一見国内で普及しているように思える。しかし、中には海を越えて楽器が渡ってきたままお蔵入りしてしまったガムランもあるなど、ガムランが日本に「根付いている」とまでは言えない状況にある。また、大学サークルなどで活動が長く続いていても、メンバー不足で一時活動休止に陥るところもあり、栄枯盛衰は避けられないのが現状である。

日本全国広範に渡り伝播している状況から、もはや日本の文化資源の一つとなっていると言っても過言ではないガムランを、未来へとつなげ、伝承していくには、これまで何が問題となっており、これからどのように解決していけば良いだろうか。第一に、民族音楽学の先駆者である故小泉文夫によって、大学などの教育機関に導入されたのを皮切りに、現在に至るまでの伝播、受容の背景を振り返る。それを踏まえて、発表者が問題意識を持ち2014年に企画を行った「ガムランユニバース—ひろげようガムランの輪 つなげようガムランの音」の活動及び成果報告を行う。第二に、現在ガムランが地域に定着しつつある例をいくつか挙げ、そこでガムランをどのように活用し、地域の人々がどのようにガムランを受け入れてきたのかを報告する。以上の報告から、今後日本においてガムランを活用していくための普遍的な方法論を編み出す糸口を探る。

3B 現場レポート

北海道内における無形の文化財の文化財指定状況について

角 美弥子 北海道教育大学

地方自治体における文化財の指定は、国の文化財保護法に基づく条例によって行われており、その定義も国の指定に倣っている。しかしながら、無形の文化財に関しては、1975年の改正で重要無形民俗文化財の指定が定められ、無形文化財と無形民俗文化財が分かれたが、条例は改正されることなく、改正前の保護法の定義のままになっていることが多い。そのため、地方自治体指定の無形文化財と無形民俗文化財では、その定義が入り混じった結果、国の定義に照らし合わせれば無形民俗文化財であろうと思われる無形の文化財が無形文化財に指定されていることが多くある。北海道では、現在、道指定の無形民俗文化財が7件あり、今後も無形の文化財の指定を進めて行こうと考えられているが、道内各市町村の無形の文化財指定には上記のように保護法の古い定義により無形民俗文化財が無形文化財となっているものがあるため、単純に市町村指定の無形民俗文化財を道指定にする際には該当するものが外れていないか注意が必要と考えられる。今回は道内の無形の文化財の文化財指定状況について現況を調査し、今後の地方における無形の文化財指定の在り方について考察するものである。

ボストンバレエ団『アダプティブ・ダンス・プログラム (Adaptive Dance Program)』に関する考察

小山 久美 昭和音楽大学 平野 綾那 公益財団法人スターダンサーズ・バレエ団

ボストンバレエ団が開催したアダプティブ・ダンス・トレーニング・ワークショップへの参加によって得られた研究成果を報告する。ワークショップではボストンバレエ団が実施する『アダプティブ・ダンス・プログラム (Adaptive Dance Program)』の形態や手法が明らかになり、また世界各地から集まった障害者に対するダンス指導者たちと活発な意見交換がなされた。アメリカのダンス界において、障害者に対するダンス指導の先駆者的な存在であるボストンバレエ団は、その実施に係る環境整備の現状から、具体的な内容を盛り込んだカリキュラムまで開示し、その手法と知識を広く外部に向けて共有を呼びかけている。また、発表者を含む参加者全員が、それぞれの経験に基づき指導内容の一部を発表し、お互いに議論を重ねながら評価や意見を討論することができた。本大会ではボストンバレエ団によって提供された資料を用いながら、障害者に向けたバレエ指導の実践方法について研究報告を行う。

アメリカにおけるヤング・アーティスト・プログラムの比較

武井 涼子 昭和音楽大学 博士後期課程

アメリカに多数あるヤング・アーティスト・プログラムのうち、主要なプログラムとされる、歌劇場やフェスティバルなどのオペラ団体に付随するプログラムをとりあげ、その比較を行う。具体的に取り上げるプログラムとしては、シカゴ・リリック・オペラ、メトロポリタン・オペラ、ヒューストン・グランド・オペラ、サンフランシスコ・オペラ、サンタフェ・オペラ、フロリダ・グランド・オペラなどとする。

比較内容は、参加人数などで把握されるプログラムの規模、実際にアーティストが活動する期間、寄付とチケット収益のバランスといった資金状況、年齢制限などのプログラム参加条件と参加アーティストのプロフィール、教授陣とその専門性、プログラムで実施する公演内容などで把握される教育内容、所属アーティストの具体的な待遇などを公開情報の範囲で明らかにすることを想定している。

ことに、ヤング・アーティスト・プログラム・トラッカーを利用することで、応募の際の提出音源やオーディションの細かな要件、必要とされる英語能力、VISA 要件を把握することで、日本人がそれらプログラムに参加できる可能性を探る。

韓国の国立オペラ団の歴史及び現状

関 鎮京 北海道教育大学 石田 麻子 昭和音楽大学オペラ研究所

韓国国立オペラ団（以下、国立オペラ団という）は、1962年2月に韓国の国立劇場（明洞）の専属団体として設立された。1999年12月30日に財団法人に移行し、国立劇場の専属団体の位置づけから、芸術の殿堂のレジデンス団体（常住団体）となった。財団法人になったことにより、運営の自由度を高め、芸術の創造性を一層発揮することが期待されている。

予算、組織、事業について財団法人になる前と後を比べると、予算においては、2000年16億5,900万ウォン（約1億6,590万円）だったのに対し、2015年は128億8,700万ウォン（12億8,870万円）となり、15年間で約677%も増えている。組織においては、国立オペラ団内に団長1名、事務局長1名が常勤していたが、現在は芸術監督の下に事務局長、その下部組織として5チーム（経営管理チーム、公演管理チーム、教育文化チーム、広報マーケティングチーム、舞台芸術チーム）で構成されており、職員30人が在籍し、規模が大きくなっている。事業に関しても、年3-4本の作品を国立劇場で上演していたが、2002年に定期公演システムからシーズン制を導入し、海外での公演を含め、2015-2016年シーズンでは、8作品を公演するなど、積極的に創造活動を行っている。このほかに、地域別等に合わせて多様な施設での地方公演、参加型の教育プログラム、芸術家を養成するオペラアカデミー運営、オペラ英才発掘支援事業であるコンクール開催を行っている等、オペラの普及からオペラ歌手の育成まで、多彩な事業に取り組んでいる。

本研究では、最初に韓国の舞台芸術関連の国立芸術団体に対する国レベルの文化政策の変遷を述べた上、国立オペラ団の歴史及び現状を把握する。それを踏まえて、①国立オペラ団と国の文化政策との関係性、②財団法人としての運営環境の変化、③「芸術の殿堂」のレジデンス団体としての創造活動、これらの3つの視点を基本に現在、国立オペラ団が抱えている課題を明らかにする。 (研究代表者 石田麻子 科研費 基盤 (C) 16K02344)

日本のバレエ教育環境の実態分析：『バレエ教育に関する全国調査』基本報告

小山 久美 昭和音楽大学 海野 敏 東洋大学

日本のバレエ教育環境の実態を把握するために、全国約4,800のバレエ教室・バレエ教育機関に対する全件調査を実施した。調査対象は、規模の大小や設置主体にかかわらず、バレエを指導内容に取り入れていると思われる団体すべてであり、バレエ教室以外にもカルチャーセンターやスポーツクラブ

も含んでいる。調査方法は、郵送法による質問票調査であり、調査票は2016年9月上旬に発送し、本発表申込の時点で回収の途中である。調査項目は、経営主体、教師の数、教師の経歴、生徒の数と年齢層、レッスンの種類、発表会の実施、バレエ・コンクールへの参加などであり、バレエ教育環境の実態について多面的な把握ができるように質問を用意した。

この調査は、2011年秋に初めて実施した全国調査の第2回である。本研究発表においては、回収した質問票の回答を速やかに集計し、その結果を分析して、日本のバレエ教育環境の現状と、5年間の変化とを報告する。とりわけ、回収した質問票より、バレエ教室数、バレエ学習者数、バレエ教師数をそれぞれ推計し、5年を経たの数値の変動を分析した上で、日本のバレエ教育が抱える課題について指摘する。なおこの研究は、文部科学省 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「バレエ情報センター機能の構築」(平成27～31年度)の一環として行ったものである。

発表要旨●会場C

1C 研究報告

日本近現代音楽史研究におけるデジタル・アーカイブの活用事例と課題 ——昭和音楽大学オペラ研究所「オペラ情報センター」を中心に

酒井 健太郎・吉原 潤 昭和音楽大学

昨今、デジタル・アーカイブとその環境の整備が進められている。日本国内で言えば国立公文書館が運営するアジア歴史資料センターや、国立国会図書館のデジタルコレクションのような包括的なものから、個別テーマに絞ったものまで、種々のアーカイブが稼働している。国外では特に欧米で活発に実施され、なかでも欧州委員会により公開されている Europeana は、各国の図書館・資料館等のもつ文化遺産のアーカイブを、横に連繋させる仕組みとして注目されている。

人文科学系分野の、特に文献・資料を参照しておこなう研究にとって、文献・資料を調査・収集するプロセスが占める重要性は極めて大きい。デジタル・アーカイブの整備により、文献・資料が電子化され、インターネット等で公開されるようになることで、これまで参照することが難しかった文献・資料へのアクセスが容易になる可能性がある。そして、このことが研究の進展に大きく貢献することが期待される。

昭和音楽大学オペラ研究所「オペラ情報センター」は、オペラ公演の記録やオペラに関する資料・情報をアーカイブ化したオンライン・データベースである。文部科学省の補助を受けて構築が進められ、本要旨の執筆時点(2016年9月)ではテスト公開されている。

本報告は、日本近現代の音楽史の研究を進めるにあたって、「オペラ情報センター」を中心とした各種のデジタル・アーカイブを活用することで、新たな情報や知見を入手でき、それが研究進展の手掛かりとなった事例を報告する。そこから、人文科学系の文献・資料を参照する研究にとって、デジタル情報化技術が有益であることを論じるとともに、それにとまって生じる課題に言及する。

2C 研究報告

大学図書館における専門人材育成の可能性——芸術系大学図書館の事例をもとに

佐々木 美緒 京都精華大学／昭和音楽大学

近年の大学図書館では、学生や教職員への情報要求に対応するために、特定の分野についての高度な知識を持ち、レファレンスサービスや情報資源の組織化、選書等において、高い専門性を発揮する人材が求められると共に、現場スタッフの育成が課題となっている。しかしながら、専門分野に特化した司書の育成は、現場職員の日常業務による研鑽に任されており、大学機関と図書館現場における組織的な養成体制は確立されていない。

これまで大学機関における専門司書養成の可能性については、2012年に音楽単科大学では初めて司書課程が設置された、昭和音楽大学を先行事例として検証した。調査機関では、文部科学省が定める司書養成科目のほかに、音楽図書館特論等独自の科目を提供することで、音楽分野を専門とするより専門性の高い司書の人材養成を目指していることがわかった。さらに、芸術分野、特に音楽大学図書館においては、音源や楽譜を含む音楽資料の保存や活用、情報化に伴う資料の一元的管理や資料の共有、そのためのシステムの構築が喫緊の課題であり、そのための音楽資料を扱うことのできる人材、つまり特定の主題に精通した司書が求められていることも明らかになった。

そこで、本研究では、これまでの調査で明らかになった課題をもとに、司書課程を開講する大学機関において、専門司書養成にどれほど可能性があるのか検討する。特に、専門的知識や技能が必要とされることがこれまでの調査でわかっている、芸術系大学の図書館司書課程を設置する大学に協力を依頼し、他の大学図書館と異なる情報資源・資料の取扱い、利用者からのニーズ、そのために必要とされている取組みや専門的スキル、今後必要とされる人材、大学図書館として実現できる教育との連携体制について、インタビュー調査から明らかにする。

3C 現場レポート

音楽大学における学芸員資格教育の諸問題：武蔵野音楽大学の事例を中心に

熊澤 弘 武蔵野音楽大学

我が国に設置されている音楽大学のいくつかには、学芸員資格課程が設置されているものがある。文部科学省が示すように、学芸員とは「博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員」であり、大学・短大での単位履修などでその資格を得られるが、その教育内容には、各教育機関の特性が反映される。何故なら、各校の教育方針とともに、各校における「博物

館資料」の所蔵、そして、教育活用状況に強く影響されるためである。

本発表は、芸術系単科大学である音楽大学における学芸員課程教育の概要を確認するとともに、音楽大学での学芸員課程にどのような問題があるのかを考察するものである。そして、発表者の所属する武蔵野音楽大学音楽学部音楽環境運営学科に設置される学芸員課程に焦点をあて、その現場で生じた教育上・実務上の諸問題を紹介しながら、音楽大学にふさわしい学芸員教育の可能性を考察するものである。

4C 研究報告

地方創生戦略における自治体文化政策の位置づけに関する研究

竹内 潔 政策研究大学院大学 博士課程

我が国は、少子高齢化の進展により総人口がすでに減少局面に入り、これに「東京一極集中」の社会構造が重なり、多くの地方自治体が「消滅」の危機にあるとまで言われるようになってきている。

政府（第2次安倍政権）は重要な政策のひとつとして「地方創生」を掲げ、省庁横断的に様々な施策を展開するとともに、地方自治体に対しては、各地域における「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」（地方創生戦略）を策定するよう要請した。その結果、2016（平成28）年3月末までにほぼすべての自治体において「戦略」が策定されるに至った。

これらの戦略の中には、文化振興をその柱とするものも散見される。本研究では、「人口」を中心的な関心とする地方創生戦略の目標と文化政策本来の目標との相違点や一致点を意識し、文化政策が地方創生にどのような意味で、どの程度寄与し得るのかの検証を試みる。

発表者が調査した事例の一つ（茨城県小美玉市）では、「住民劇団への参加などの芸術文化活動が地域への誇り（シビックプライド）を醸成し、地域へのUターン等を促している」との認識のもと、地方創生戦略の柱として文化政策、特に文化ホール（文化会館）の活性化が位置づけられていることがわかった。また、統計的な分析を試みたところ、自治体の文化関係経費が多いことが人口移動に正の影響を与えていることを示唆する結果も得られた。

文化政策が過度に手段化されることは望ましくないが、地域が抱える重大な課題に対して文化政策が果たせる役割を明らかにすることにより、文化の重要性の認識を広め、結果として地域の文化それ自体を豊かにすることにつながるものと考えている。

5C 研究報告

明治期の能楽保護・振興施策の分析 ——文化政策ならびにアートマネジメントの観点から

細谷 由希 昭和音楽大学大学院 博士後期課程

こんにち能楽は無形文化財として保護を受けている。これは昭和25年制定の文化財保護法に基づくものである。さらに、一般にも「日本の伝統芸能」という認識が定着しているといえる。能楽を国家が保護する対象としたのは同法が最初だが、それ以前から能楽を社会的な価値のある芸能として位置づけることはあった。特に、近代日本の国民国家形成の過程の中で、日本の文化的アイデンティティを支える存在としての役割を果たすことが、能楽に求められるようになった。

明治維新で封建社会が崩壊したことによって存続の基盤を失った能楽は、新時代におけるあり方を模索していた。そのような中、能楽復興に力を注いだのは、岩倉具視や久米邦武らだった。彼らは、外国の賓客饗応と貴族社会の芸能としての役割を能楽に与え、それを根拠に能楽を保護しようとした。明治13年に能楽保護の組織「能楽社」（当初は「皆楽社」）を設立し、翌年には芝能楽堂を建設した。芝能楽堂は、劇場という形態をとった能楽堂の嚆矢であり、これは近代における能楽の変容の一契機といえる。その後、能楽保護の取り組みは池内信嘉に引き継がれる。彼は、特に後継者とりわけ囃子方の養成に力を注いだ。また、夜能という新しい興行形態を行い、そこでは会員割引や学生割引などの割引制度も用意された。明治35年に創刊した雑誌『能楽』では、能楽に関する情報を発信するだけでなく、能楽のあり方を議論する場にもなった。このように、池内は、能楽の「保存」だけでなく「振興」という面にも目を向けていた。さらに、彼の活動には、アートマネジメントの要素も見えて取ることができる。

そこで、本研究は、岩倉と池内が行った能楽の保護と振興の取り組みに焦点を当て、現代の文化政策ならびにアートマネジメントの観点から改めて整理し、評価を試みる。それにより、これからの能楽に関わる施策や取り組みのあり方について検討する足掛かりを得たい。

6C 研究報告

昭和初期の対外文化政策としての国際交換放送——音楽・芸能分野を中心に

酒井 健太郎 昭和音楽大学

日本のラジオの本放送は1925年7月に始まった。1930年10月にロンドン海軍軍縮条約が日本、アメリカ、イギリスにより締結されると、これを記念して3国それぞれの首脳が演説が国際放送された。これが国際交換放送の嚆矢である。

1933年2月、リットン調査団による満州事変の報告書が国際連盟で可決された。日本はこれを不服として翌月、国際連盟を脱退するとともに、海外諸国の日本に対する理解促進のための施策が不十分であったことを認識し、対外的な文化宣伝の充実に取り組んだ。それは1934年から翌年にかけての、外務省文化事業部第三課（対外文化事業管掌）の新設や、国際文化振興会、国際学友会、日本ペンクラブなどの設立に繋がった。

始まって間もない国際交換放送も対外文化政策に活用された。音楽を用いた例として、1934年10月、リヒャルト・シュトラウスの生誕70周年を祝賀する日本とドイツの交換放送がある。このときは日本からはシュトラウスの16声部の無伴奏合唱のための「2つの歌（夕、聖歌）」の演奏を送り、ドイ

ツからはシュトラウスの交響詩「ツアラトゥストラはかく語りき」の演奏と、シュトラウスのメッセージがもたらされた。その翌年2月には日本とイタリアの親善放送がおこなわれ、マスカーニのオペラ「あやめ（イリス）」と「道化師」が交換放送された。こうした個別の事例の実態は、資料からある程度判明する。しかしそれらが総体として、どのような思想にもとづいて、どのような目的で企画・実施されたか、十分に論じられていない。

そこで本発表は、昭和初期日本の対外文化事業における国際交換放送の活用の実態（対象地域、放送内容、起用人物等）を明らかにし、対外的にどのような音文化を発信すべきと考えられたか考察する。これにより昭和初期の文化政策の一端を明らかにすることができるだろう。

7C 研究報告

国際文化振興会が制作した『日本音楽集』に関する検討

大久保 真利子 福岡女子短期大学

『日本音楽集』は国際文化振興会が制作した、SPレコード60枚におよぶ日本音楽の集成である。同レコードは近年CD化され一般にも知られるようになったものの、CDの発表時には未発見だった解説書がこのたび見つかった。解説書は200字詰め原稿用紙500枚を超える大部なものである。そこには、各ジャンルの歴史、楽曲の解説、演奏者の略歴や芸統などが書かれている。発表ではこの解説書をもちいて、『日本音楽集』の収録内容について検討を加えてみたい。

『日本音楽集』は国際文化振興会内に編集委員会を設け、少なくとも5年以上の歳月をかけて制作された。しかし国際文化振興会の関係資料や各編集委員の言説などからは、演奏者の決定や選曲などに関する具体的な記述はほぼ見つかっていない。したがって推察の域を出なかったことも多かったのだが、解説書によっていくつかの楽曲については収録の意図が明らかになった。たとえば、天台声明の論議との比較対象を目的として、謡曲《鉢の木》においては前半の最後にみられる論議の一部を収録したという。

そのほか解説書によって、録音の様子などもわかってきた。たとえば解説書に記載された録音年と盤面に刻印されたレコードの原盤番号とを照らし合わせることによって、多少ではあるが各音源の録音時期について把握できそうだ。とくに『日本音楽集』のなかでも収録数の多い民謡については放送局に演奏家を招いて録音をおこなったとされているが、いつどのような状況で録音されたのか。そしてすべてが国際文化振興会オリジナルの音源なのか。以上のようなことを含めて録音実態の解明につながる事実の断片も示したい。

8C 研究報告

戦後から1960年代にかけての日本における音楽鑑賞組織についての一考察 ——『音楽年鑑』による調査を中心に

吉原 潤 昭和音楽大学オペラ研究所

1945（昭和20）年にアジア太平洋戦争を敗戦で迎えると日本では、戦時下に沈滞していた音楽活動はクラシック音楽（洋楽）を含め、再び活発に展開されるようになり、各種の音楽公演は活況を呈していた。

こういった音楽公演の活況が背景となり、この時期に全国各地で音楽鑑賞組織が発足あるいは勢力を拡大していくこととなる。その代表例が労音であり、1949（昭和24）の関西勤労音楽協議会（のち大阪労音と改称）の発足を皮切りに、京都、和歌山、東京、横浜と各地で続々と発足し、会員数は増加を続け、1965（昭和40）年に全国総数で63万7,538人というピークを迎えることになる。労音が突出していたとはいえ、音楽鑑賞組織は労音のみだったわけではない。例えば今日も継続している組織としては都民劇場が挙げられる。1946年に前身が発足し、翌47年からは現在同様の会員制の鑑賞組織に移行し、1953（昭和28）年度に音楽サークルが誕生した（都民劇場全体の会員数のピークは、労音とほぼ同時期の1966（昭和41）年度の3万6,160人である）。また労音でも、大都市圏ではない和歌山労音が大阪に続いて、すぐに発足していることから分かる通り、こうした音楽鑑賞組織は、大都市部だけでなく全国的な展開をみせていた。『音楽年鑑 1951年版』巻末の音楽関連団体の名簿である「機関団体」のページから、音楽鑑賞組織を抽出すると、その他の芸術分野も対象とする鑑賞組織を含め、北は北海道の美幌から、南は福岡まで全国で48団体の存在が確認され、会員数も多いところでは1,000名超を擁する組織が各地に存在した。

このように戦後すぐから1960年代半ばにかけての音楽鑑賞組織は、この時期の音楽活動の活発な展開を聴衆側から支える重要なファクターとして機能しながら、労音研究を除けば、これまで本格的に検討されることはなかった。そこで本研究では、1960年代までの『音楽年鑑』を資料として、この時期の音楽鑑賞組織の全国的な概況について分析を行う。

日本音楽芸術マネジメント学会
第9回冬の研究大会要旨集
2016年11月19日発行

発行 日本音楽芸術マネジメント学会事務局
〒215-0004 神奈川県川崎市麻生区万福寺1-16-6 昭和音楽大学舞台芸術政策研究所内
TEL 044-953-9858 FAX 044-953-6652 E-Mail jimukyoku@jasmam.org URL http://jasmam.org/

*研究大会には本冊子をご持参ください。